

「人工知能活用による革新的リモート技術開発」に係る公募要領 (委託事業)

【応募受付期間】

2021年3月18日(木)～2021年5月6日(木) 正午(アップロード完了)

【応募方法】

Web入力フォームから、必要情報の入力と提案書類及び関連資料のアップロードを行ってください。

Web入力フォーム：<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/q4hcb8uln287>

他の方法(持参・郵送・FAX・メール等)による応募は受け付けません。

※ 再提出は期限内なら何度でも可能です。同一の筆頭法人から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。また、再提出の場合は、差分ではなく、全項目を再提出してください。

※ 送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを、期限内に完了させてください。入力・アップロード等の操作の途中で期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

※ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

※ アップロードファイル名は、半角英数字を推奨します。

※ アップロードするファイルは、一つのzipファイルにまとめてください。

【御注意】

1. 本事業は、政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。
2. 本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請と、NEDOへの申請書類(提出書類一式及び電子ファイル)の提出が必要です。当該システムの使用に当たっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。なお、**e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度要します**ので、提案を予定されている場合にはお早めに御登録願います。

2021年3月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部

「人工知能活用による革新的リモート技術開発」に係る公募について
(2021年3月18日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2021年度から2024年度まで「人工知能活用による革新的リモート技術開発」を実施する予定です。本事業への参加を希望される方は、本公募要領に従い御応募ください。

本事業は、政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「人工知能活用による革新的リモート技術開発」

2. 事業概要

※詳細は、「基本計画」を参照してください。

(1) 背景

政府戦略において、リモート化の推進は重要な政策の一つとして位置づけられています。「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」（2020年7月閣議決定）では、「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備として、人工知能（AI）、ロボットの導入推進、テレワーク定着、対面主義脱却などが標榜されています。また「統合イノベーション戦略2020」（2020年7月閣議決定）においても、産業構造や働き方などのライフスタイルも含めた社会基盤・ルールをデジタル化に対応させ経済社会活動のサイバー空間への移動を最大限実現させる必要性などについて言及されています。さらに、「産業技術ビジョン2020」（2020年5月経済産業省策定）では、ネットワーク接続とAIによってあらゆるデバイスが知性を宿すIntelligence of Thingsと人間能力の飛躍的拡張を支える技術群として、ロボティクス、センシング、XR、ブレイン・マシン・インターフェース、言語の壁を取り払うニューラル機械翻訳等の重要性が高まることなどが示されています。

くわえて、今般の新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けて自律化、リモート化のニーズは急速に高まりました。事務作業などにおいてはテレワークやオンライン会議の導入が加速するなど以前からの課題である働き方改革への対応に一定の進展が見られましたが、労働集約的・対面主体の労働現場などにおいては、現状の技術では業務遂行に不可欠な情報が伝送できないなどリモート化は十分に進んでおらず、生産性向上への寄与は限定的です。

(2) 目的

生産年齢人口の減少下での産業競争力の維持向上、感染症の流行等による行動制限下での社会活動の継続、及び多様な立場の人々の社会参加の実現が求められており、空間・時間の制約から解放された社会・経済活動を実現するリモート技術への期待が高まっています。そこで本プロジェクトでは、社会のあらゆる場面のリモート化が進展することを目指して、物理的に遠隔地に向いて作業する以上の認知を可能にするリモート技術の基盤形成として「人工知能活用による革新的リモート技術開発」を実施します。

(3) 事業内容

【委託事業】人工知能活用による革新的リモート技術開発

「人工知能活用による革新的リモート技術」とは、AIによって遠隔環境の状態を高度に推定する「状態推定 AI システム」、又は AI によって情報を効果的に提示する「高度な XR により状態を提示する AI システム」、若しくはその両者を備えることにより、近傍者が遠隔環境の状態を認知し、的確な判断のもと必要に応じて操作・介入等を行うことを可能とする技術です。「人工知能活用による革新的リモート技術」の基盤を確立するため、「状態推定 AI システムの基盤技術開発」及び「高度な XR により状態を提示する AI システムの基盤技術開発」としてそれぞれ 1 件以上の研究開発テーマを採択し（両者に跨がるテーマも受け付けます）、以下の技術分野を対象とした研究開発を先導研究から実施します。

■ 「状態推定 AI システムの基盤技術開発」

AI で、先進的なデバイスによって取得した遠隔地の情報を人間の認知特性に基づいて意味づけることや、複数の情報や時系列のデータ等を基に遠隔環境の状態を推定すること等を可能とする技術の基盤確立を目指します。

上記の基盤確立に向けて、以下の技術分野に該当する研究開発テーマを公募します。

- ・ 人の動作の感知、解析
- ・ 人の感情、気分、意図の推定
- ・ 視覚、聴覚、力触覚、味覚、嗅覚等の認知、伝送

■ 「高度な XR により状態を提示する AI システムの基盤技術開発」

AI で、人間の認知特性を利用した複数の感覚の組合せによって情報を提示することや、目的に応じて特定の感覚を誇張して提示すること等を可能とする技術の基盤確立を目指します。

上記の基盤確立に向けて、視覚、聴覚、力触覚、味覚、嗅覚等を利用した情報の提示に関する研究開発テーマを公募します。

ただし、ロボットを構成するセンサ系、知能・制御系、駆動系の 3 要素のうち、センサ系のみ開発、駆動系のみ開発又はセンサ系と駆動系の組合せのみ開発を主目的とした提案は対象外とします。

【中間目標】2022 年度

- ・ 最終目標に向けた課題を抽出し、解決のための方策を具体的に提示すること。

【最終目標】2024 年度

- ・ 本プロジェクトが対象とする基盤技術が、実用化研究（実際の製品やサービスを開発するうえでの技術的な課題を解決するための研究）を開始できる水準に達すること。
研究開発テーマのうち 25%以上の案件がプロジェクト終了後、連続して実用化研究に移行すること。
- ・ 基盤技術の内容及び得られる効果を、デモンストレーション等を通じて公開すること。

【プロジェクト終了後の技術の用途】

「状態推定 AI システムの基盤技術」及び「高度な XR により状態を提示する AI システムの基盤技術」が確立されることによって、2035 年までに対面主体・労働集約的な働き方が避けられない産業分野を含むあらゆる分野のリモート化が進展することを想定しています。

プロジェクト終了後の社会実装を確実に推進するために、原則として研究開発テーマを御提案いただく際に、開発した技術の用途を想定いただくこととします。技術の用途の例を下表に示しますが、この例に限らず幅広い用途を想定しています。

表. プロジェクト終了後の技術の用途の例

基盤技術	技術分野	技術の用途の例
状態推定 AI システムの 基盤技術	<ul style="list-style-type: none"> 人の動作の感知、解析 人の感情、気分、意図の推定 視覚、聴覚、力触覚、味覚、嗅覚等の認知、伝送 	<ul style="list-style-type: none"> リハビリ、カウンセリング及び高齢者の見守り等のリモート化 数値化された食味の活用による官能試験のリモート化や食品開発のオーダーメイド化 作業現場における異臭や異音等を介した違和感の察知
高度な XR により 状態を提示する AI システムの 基盤技術	<ul style="list-style-type: none"> 視覚、聴覚、力触覚、味覚、嗅覚等を利用した情報の提示 	<ul style="list-style-type: none"> 没入感の高い仮想空間の共有による遠隔での会食、観光等のインタラクティブ性向上 見えない場所の映像の提示による遠隔作業の安全性向上 患部の触感をデフォルメした提示による触診のリモート化 熟練者からの力覚のフィードバックによる実技指導のリモート化

(4) 事業期間

2021～2024 年度（4 年間）

※先導研究（2022 年度まで）の後、テーマ審査を実施して研究進捗を適宜評価し、本格研究（先導研究終了後最大 2 年以内）へ移行します。テーマ審査の結果、成果がでないと判断されるものは研究開発を継続できない場合があります。

(5) 事業規模

先導研究において、原則、1 研究開発テーマ当たり年間 100 百万円以内とします。ただし、技術開発の困難性等により特に必要と認められる場合においては、当該限度の 50%未滿を上限として増額することができることとします。

なお、委託費は、審査の結果及び国の予算の変更等により、申請額から減額することがあります。

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「2021年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等（大学、研究機関を含む）とします。

- (1) 人工知能技術及び人工知能技術と融合させる関連技術（センシング技術、材料・デバイス技術等）、又は人工知能技術のみについての研究開発の実績を有し、かつ、産学官等の連携により研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- (3) NEDO がプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。特に、本プロジェクトの成果を実社会に適用する上で必要となる主体の協力を得る体制を構築すること。例えば、各基盤技術を活用して個々の分野において新たな製品やサービスを企画・開発する企業、及びこれらの製品・サービスを利用者として評価できる企業・自治体等の協力が得られること。
- (4) 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 複数の企業等が共同して本プロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。

なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。その場合、適切な執行管理の観点から、プロジェクトの受託等に係る事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則とします。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2021年5月6日（木）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO 公式 Twitter をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter で確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO 公式 Twitter

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先

Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/q4hcb8uln287>

以下の①～⑨の情報を入力の上、提案書等を一つの zip ファイルにまとめて、アップロードしてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また再提出の場合は、差分ではなく、全資料を再提出してください。

- ① 提案者の法人名称
- ② 提案者の法人番号
- ③ 担当者所属・役職
- ④ 担当者氏名
- ⑤ 担当者氏名ふりがな
- ⑥ 担当者メールアドレス
- ⑦ 担当者電話番号
- ⑧ 担当者連絡先住所
- ⑨ 初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）

※複数法人等による提案の場合は、Web 入力フォームに代表提案者の情報のみ入力してください。

代表提案者を含む全ての提案者（再委託先・共同実施先含む）の情報については、「別添 2：提案基本情報及び経費概算表」に記載してください。

※提出期限前までにすべての提出作業を完了させておく必要があります。送信ボタンを押した後、受付番号が表示されると、提出が完了します。たとえば入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来てしまうと受け付けることができませんのでご注意ください。

※通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

※アップロードファイル名は、半角英数字としてください。

※アップロードする「別添 2：提案基本情報及び経費概算表」及び「別添 3：研究開発責任者及び業務管理者の研究員研究経歴書の記入について」は Excel 形式で、その他は PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてアップロードしてください。

5. 提案書類

(1) 提案書の作成

以下の別添 1～5 の説明・様式に従い、日本語で作成してください。

別添 1：提案書作成上の注意・様式

別添 2：提案基本情報及び経費概算表

別添 3：研究開発責任者及び業務管理者の研究経歴書の記入について

別添 4：研究開発成果の事業化計画書

別添 5：研究開発テーマ説明資料

(2) 提案書に添付する書類

提案書には次の資料①～⑦と⑨を PDF 形式で添付してください。資料⑧は別添 9-1 を Excel 形式で添付してください。

- ① 会社案内【フォーマットはありません】
企業のみ提出してください。NEDO ロボット・A I 部と過去 1 年以内に契約がある場合は不要です。また、規定のフォーマット等はありませんので既存のパンフレット等で問題ありません。
- ② 直近の事業報告書【フォーマットはありません】
企業のみ提出してください。
- ③ 財務諸表【フォーマットはありません】
企業のみ提出してください。貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書（3年分）を提出してください。
（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）
- ④ 業務委託契約標準契約書に係る文書【フォーマットはありません】
NEDOから提示された業務委託契約標準契約書（案）に合意することが提案の要件となりますが、業務委託契約標準契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書を提出してください。
業務委託契約標準契約書
<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ⑤ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について【別添 6】
- ⑥ 若手研究者（40 歳以下）及び女性研究者数の記入について【別添 7】
- ⑦ NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票について【別添 8】
- ⑧ NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票について【別添 9】【別添 9-1】
- ⑨ e-Rad 応募内容提案書
詳細は「(4)府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録」を参照ください。
- ⑩ 共同研究契約書の写し、又は当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し
国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写しを提出してください。

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した場合は、提案書類受理通知メールを提案者に送信します。送信ボタン後に自動送信されるメールは、提出があったという確認であり、受理通知ではありません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、当該提案書は無効となりますのでご承知置きください。この場合、提案書類は消去します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

6. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発責任者及び業務管理者の研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、採択審査委員会による事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。ヒアリング審査の場合、原則として「別添5：研究開発テーマ説明資料」を用いて説明していただきます。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 事前審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）。
- ii. 開発対象は、AIによる処理体系を中心としたシステムであるか。
- iii. プロジェクト期間中に達成すべき研究開発目標が明確に設定されているか。
- iv. 提案された技術に新規性・独創性があり、幅広い用途で活用できる基盤技術であるか。
- v. リモート技術の将来における社会実装を進展させる基盤として幅広く活用可能か。
- vi. 提案された技術の用途が明確化されているか。
- vii. 公的資金を用いて実施するに当たり適切な提案（以下の場合のいずれかの項目に相当するもの）となっているか。
 1. 多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。
 2. エネルギー・環境問題への先進的対応、インフラの整備等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。
 3. 標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの（知的基盤）の形成に資する研究開発の場合。
 4. NEDO（国）の関与による異分野連携、産学官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな付加価値をもたらすことが見込まれる場合。
 5. その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、NEDO（国）が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。

- 6. 研究開発の成果を広く展開することで国民生活や経済社会への波及効果が期待される場合。
- viii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか。
- ix. 提案内容・研究計画は実現可能なものか（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）。
- x. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同実施先等を含めた実施体制等）。
- xi. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースクール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。

xii. 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考します。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること
 - 1. 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること
 - 2. 開発等の方法、内容等が優れていること
 - 3. 開発等の経済性が優れていること
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること
 - 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること
 - 2. 当該開発等を行う体制が整っていること
(再委託予定先、共同実施先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること)
 - 3. 当該開発等に必要な設備を有していること
 - 4. 経営基盤が確立していること
 - 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること
 - 6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること

なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

- 1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること
- 2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること
- 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること
- 4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）は NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO 負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

2021 年

3 月 18 日 :	公募開始
5 月 6 日 :	公募締切
5 月下旬 (予定) :	採択審査委員会 (外部有識者による書面審査およびヒアリング)
6 月中旬 (予定) :	契約・助成審査委員会
6 月下旬 (予定) :	委託予定先決定・公表
8 月下旬 (予定) :	契約締結

8. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。なお、委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・ 委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託について

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

テーマ審査等により、研究開発の途中段階で実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「別添 4：研究開発成果の事業化計画書」を変更し提出していただきます。

(5) 研究開発責任者及び業務管理者の研究経歴書の記入（詳細は別添 3）

各提案者の研究開発の責任者となる「業務管理者」の研究経歴書を提出していただきます（提案書が共同提案の場合は個々の提案における研究開発の責任者を「業務管理者」とします。）。

また、提案書が共同提案の場合は、共同提案における研究開発全体の責任者となる「研究開発責任者」を記載し、研究経歴書を提出していただきます。

詳細は「別添 3：研究開発責任者及び主要研究員研究経歴書の記入について」を御覧ください。

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添 6）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

(7) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入（詳細は別添 8）

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(8) NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添 9）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認票を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

(9) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の「参考資料 1：追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(10) 知財マネジメント（詳細は別添 10）

本事業は、本事業の知財マネジメント基本方針を適用します。

本事業では、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。

本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をお願いいたします。

(11) データマネジメント（詳細は別添 11）

本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。

(12) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により NEDO に報告してください。

【参考】

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

(13) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基

づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(14) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/150115shishin-kenkyufusei.pdf

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください：NEDO ウェブサイト

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(15) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(16) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても、RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

(17) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は別添12）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、

採択決定後、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(18) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(19) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(20) 研究開発資産の帰属・処分について

① 資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。（約款第 20 条第 1 項）

※なお、委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

② 資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第 20 条の 2 第 1 項・第 3 項）

9. 説明会の開催

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、説明会の開催に替え、説明資料を後日掲載します。当該資料で公募の内容、契約に係わる手続き、提出書類等について説明させていただきます。

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は 3 月 18 日から 4 月 23 日の間に限り、以下の問い合わせ先への電子メールで受け付けます。ただし、審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
ロボット・AI部 「人工知能活用による革新的リモート技術開発」担当
電子メール：project-remote@nedo.go.jp

11. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

関連資料

基本計画

2021 年度実施方針

提案書の様式

別添 1：提案書作成上の注意・様式

別添 2：提案基本情報及び経費概算表

別添 3：研究開発責任者及び業務管理者の研究経歴書の記入について

別添 4：研究開発成果の事業化計画書

別添 5：研究開発テーマ説明資料

別添 6：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添 7：若手研究者（40 歳以下）及び女性研究者数の記入について

別添 8：NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票

別添 9 : NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票について

別添 9-1 : NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（研究・実証事業用）

別添 10 : 知財マネジメント基本方針

別添 11 : データマネジメント基本方針

別添 12 : 契約に係る情報の公表について

参考資料 1 : 追跡調査・評価の概要

業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款（本公募用に特別に掲載しない場合は、「業務委託契約標準契約書」を指します）